

厚生労働省岩手労働局発表
令和5年6月15日(木)

【照会先】
岩手労働局職業安定部職業対策課
課長 石川 博章
課長補佐 佐藤 功
電話 019-604-3005

「北上市雇用対策協定に基づく 令和5年度事業計画」を策定しました

北上市と岩手労働局は、平成28年3月に、市民の一人ひとりが持てる力を発揮できる全員参加型社会や人手不足分野の人材確保等による経済の活性化の実現を図ることを目的に、「北上市雇用対策協定」を締結し、各種事業を実施しているところですが、今般、令和5年度事業計画を策定しました。主な数値目標は以下のとおりです。

※（ ）内は令和4年度実績

1 人手不足企業に対する援助

- ・ ハローワーク北上の新規求職者数 4,918人(4,920人)
- ・ ジョブカフェさくらの新規登録者数 200人(269人)
- ・ 面接会、事業所見学会参加者の就職件数 7件以上(7件)
- ・ ユースエール認定企業数 1社(0社)

2 若年者等の就職促進に係る支援

- ・ 新規高等学校卒業者の管内就職割合 53.0%以上(53.0%)
- ・ 職業意識啓発セミナー等の実施校、参加者数 5校、450人(5校、518人)
- ・ 北上コンピュータ・アカデミー卒業予定者の就職率 100.0%(97.3%)
- ・ フリーター等のうち、正社員として就職した者の割合 65.0%(117件)

※令和4年度実績は就職件数

3 生活困窮者等の就労支援

- ・ 生活保護受給者等就労自立促進事業の支援対象者数及び就職件数 70人、45件(79人、69件)

4 女性の活躍促進

- ・ ハローワーク北上マザーズコーナーの利用者数、就職件数及び重点支援対象者の就職率 320人、155件、95.1%以上(320人、155件、95.3%)

5 高年齢者、障害者の雇用対策の推進

- ・ 企業規模 31人以上の高年齢者雇用確保措置未実施企業数 0社 (0社)
- ・ 障害者雇用率 2.30%以上 (2.09%)

6 適正な外国人雇用の推進

- ・ 事業主向けセミナーの開催 年間1回以上 (0回)



北上市雇用対策協定に基づく令和5年度事業計画の概要



北上市と岩手労働局は平成28年3月16日に「北上市雇用対策協定」を締結し、効果的・効率的な連携による雇用対策を通じ、市民の一人ひとりが持てる力を発揮できる全員参加型社会や、人手不足分野の人材確保等による経済の活性化の実現を図ります。

北上市 雇用対策協定

- 北上市と岩手労働局は、それぞれが取り組む雇用施策の推進に資するため、必要な要請を相互に行うことができ、その要請に対して誠実に対応します。
- 北上市と岩手労働局は、協定の目的を達成するため、事業計画として具体的な取組内容及び数値目標を毎年定めます。

令和5年度事業計画概要

1 人手不足企業に対する援助

- (1) 市と労働局(北上公共職業安定所)の連携による求職者の掘り起し
- (2) 面接会・事業所見学会等マッチング機会の確保
- (3) 市内優良企業の魅力発信
- (4) 職場定着のための支援
- (5) 企業誘致及び誘致企業の求人充足に向けた支援

2 若年者等の就職促進に係る支援

- (1) 新卒者・既卒者に対する就職支援
- (2) 中学生・高校生への職業意識啓発の推進及び労働法規の周知啓発
- (3) 北上コンピュータ・アカデミー卒業予定者等に対する就職支援
- (4) 若年不本意非正規労働者の正社員化の推進

3 生活困窮者等の就労支援

- (1) 生活困窮者の就職促進
- (2) 生活保護受給者等就労自立促進事業
- (3) ひとり親家庭の親の就職促進

4 女性の活躍推進

- (1) 女性の活躍の場づくり、ワークライフバランスの推進
- (2) 子育て女性等への就職支援

5 高齢者、障害者の雇用対策の推進

- (1) 高齢者雇用の推進
- (2) 地域の障害者就労支援の強化

6 適正な外国人雇用の推進

- (1) 外国人雇用の理解促進

令和5年度北上市雇用対策協定に基づく事業計画値

【北上市、北上公共職業安定所】

項 目		令和4年度目標	令和4年度実績	令和5年度目標	
1	北上公共職業安定所の新規求職者数	4,595 人	4,920 人	4,918 人	
	ジョブカフェさくらの新規登録者数	200 人	269 人	200 人	
	面接会と事業所見学会参加者の就職件数	17 件	7 件	7 件	
	ユースエール認定企業数	1 社	0 社	1 社	
2	新規高等学校卒業者の管内就職割合	52.9 % 以上	53.0 %	53.0 % 以上	
	中学生・高校生への職業意識啓発セミナー等の実施校数・参加者数	実施校数	4 校	5 校	5 校
		参加者数	450 人	518 人	450 人
	北上コンピュータ・アカデミー卒業予定者の就職率	100.0 %	97.3 %	100.0 %	
フリーター等のうち、正社員として就職した者の割合※1	171 件	117 件	65.0 %		
3	生活保護受給者等就労自立促進事業の支援対象者数及び就職件数	支援対象者数	79 人	79 人	70 人
		就職件数	58 件	69 件	45 件
4	マザーズコーナーの利用者数、就職件数及び重点支援対象者の就職率	利用者数	357 人	320 人	320 人
		就職件数	179 件	155 件	155 件
		就職率	99.4 %	95.3 %	95.1 %
5	企業規模31人以上の高齢者雇用確保措置未実施企業数(6月1日現在)	0 社	0 社	0 社	
	北上所管内の障害者雇用率(6月1日現在)	2.30 %	2.09 %	2.30 %	
6	適正な外国人雇用の推進に係る事業主向けセミナーの開催	1 回 以上	0 回	1 回 以上	

※1 令和4年度数値は「正規雇用に関わったフリーター等の就職件数」

令和5年度

北上市雇用対策協定に
基づく事業計画

北上市 ・ 岩手労働局

～ 目 次 ～

1 人手不足企業に対する援助	1
(1) 市と労働局（北上所）の連携による求職者の掘り起し	
(2) 面接会・事業所見学会等マッチング機会の確保	
(3) 市内優良企業の魅力発信	
(4) 職場定着のための支援	
(5) 企業誘致及び誘致企業の求人充足に向けた支援	
2 若年者等の就職促進に係る支援	4
(1) 新卒者・既卒者に対する就職支援	
(2) 中学生・高校生への職業意識啓発の推進及び労働法規の周知啓発	
(3) 北上コンピュータ・アカデミー卒業予定者等に対する就職支援	
(4) 若年不本意非正規労働者の正社員化の推進	
3 生活困窮者等の就労支援	7
(1) 生活困窮者の就職促進	
(2) 生活保護受給者等就労自立促進事業	
(3) ひとり親家庭の親の就職促進	
4 女性の活躍推進	10
(1) 女性の活躍の場づくり、ワークライフバランスの推進	
(2) 子育て女性等への就職支援	
5 高齢者、障害者の雇用対策の推進	11
(1) 高齢者雇用の推進	
(2) 地域の障害者就労支援の強化	
6 適正な外国人雇用の推進	13
(1) 外国人雇用の理解促進	

前文

北上市長と岩手労働局長の間で、平成28年3月16日締結された北上市雇用対策協定の第2条に基づき、令和5年度において実施する事業を次のとおり定める。

なお、今年度においても引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しつつ目標に向けた支援を実施する。

1 人手不足企業に対する援助

【目 標】

- 北上公共職業安定所（以下「北上所」という。）の新規求職者数とジョブカフェさくらの新規登録者数：北上所 4,918人ジョブカフェさくら 200人
- 北上所と北上市が行う就職相談会、事業所見学会参加者の就職件数：
7件以上
- ユースエール認定企業数：1社

【目 的】

北上所管内の有効求人倍率は1.87倍（令和5年3月現在）と岩手県内で一番高い倍率であることに加え、有効求職者数の減少傾向は続いており、新規求職者に占める在職者割合が高いことから依然として人手不足の状況が続いている。

そのため、①潜在求職者等の掘り起し、②求職者と企業のマッチングの場を様々な形で提供、③北上市内の優良企業の魅力発信、④採用された者が早期離職しないための職場定着の支援等を行い企業の人手不足の解消を目指す。

(1) 市と労働局（北上所）の連携による求職者の掘り起し

【北上市と岩手労働局・北上所が共同で実施する業務】

- ① ジョブカフェさくらの利用者、各種イベントの参加者が確実に北上所に来所し、個別相談を実施することにより就職につながるスキームを構築する。
また、連携しやすいような各種イベントを設定する。

【北上市が主体として実施する業務】

- ① 北上市の広報紙等にジョブカフェさくら、北上所及び両施設が主催する各種

イベントの周知広報記事を掲載する。

- ② 北上所で作成した求人情報や各種チラシを市内の各施設に設置する。
- ③ 北上雇用対策協議会がU・Iターン希望者に北上所作成の資料を提供するなど広報の連携を強化する。

【岩手労働局・北上所が主体として実施する業務】

- ① 毎週作成している求人情報資料について、誘致企業の求人を掲載するなど北上市との密接な連携を強化する。

また、求人情報資料の広域的な周知を図るため、積極的にマスコミを活用した情報発信を行う。

- ② 北上所来所者に対し、北上地域の有効求人倍率が低い（充足する可能性の高い）職種の人手不足業種（職種）情報の提供を行い、職業相談時に更に興味を示した者に対して当該業種の求人情報を提供する。

（2）面接会・事業所見学会等マッチング機会の確保

【北上市と岩手労働局が共同で実施する業務】

- ① 県内において北上市内企業が参加できる面接会を開催する。その際には県内のハローワーク等の協力を仰ぐため、岩手労働局を中心に調整を行う。
- ② 就職面接会等を子育て支援センター等で開催することで、潜在求職者の掘り起しにつなげる。

【北上市が主体として実施する業務】

- ① 必要に応じて新規立地企業の就職相談会等の開催について、北上雇用対策協議会を含めて北上所と連携の上調整する。
- ② 就職相談会事業所見学会の参加企業については、北上市で把握する情報をもとに北上所に対して情報提供を行う。

【岩手労働局・北上所が主体として実施する業務】

- ① 職場（仕事）を実際に見ていただき企業理解を深めるとともに、職場環境や仕事の内容を理解したうえで就職することにより、就職後の早期離職を防止するため事業所見学会を実施する。また、見学事業所の求人に応募希望者がいる場合は、事業所見学会と併せて事業所等を会場とした小規模面談会を実施する。

(3) 市内優良企業の魅力発信

【北上市が主体として実施する業務】

- ① 「若者雇用促進法」に基づくユースエール認定制度の周知・広報を様々な機会、媒体で実施する。
- ② 北上市企業データベースの利用促進及び求職者の閲覧を促進する。

【岩手労働局・北上所が主体として実施する業務】

- ① 岩手労働局主催の各種説明会において、ユースエール認定制度の周知・広報を実施する。
また、年1回岩手県内のユースエール認定企業一覧の冊子を作成し、広報に活用する。
- ② 北上所は、管内事業所に対してユースエール認定制度の周知を窓口来所時や事業所訪問時等において積極的に行う。
また、北上所内での企業情報の掲示や面接会における優先参加など当該制度の利用を促す対策を実施する。
- ③ 北上所の求職者に対しては、ユースエール認定企業を載せたポータルサイト利用を促し優良企業の周知を図る。

(4) 職場定着のための支援

【北上市が主体として実施する業務】

- ① 人手不足業種（職種）企業からの情報をハローワークに伝える等職場定着支援の実施に協力する。
- ② 早期離職防止のため、新入社員向けのセミナーを開催する。

【岩手労働局・北上所が主体として実施する業務】

- ① 北上所を利用して就職した者のいる人手不足業種（職種）事業所を中心に職員が訪問し、職場定着に関する各事業所の課題を把握し、課題に合わせて雇用管理改善等のアドバイスを行う。
- ② 人材確保等支援助成金などの雇用環境を整備し従業員の職場定着に取り組む事業主を支援する制度の利用を推進する。

(5) 企業誘致及び誘致企業の求人充足に向けた支援

【北上市が主体として実施する業務】

- ① 立地を検討している企業に対して、地域の雇用情勢や人材ニーズに関する情報提供を行うとともに、立地を検討している企業の情報を労働局、北上所に情報提供するとともに人材確保対策を協議する。

【岩手労働局・北上所が主体として実施する業務】

- ① 誘致企業等に対して、労働市場や地域の求職者の動向、賃金状況等の情報に関する資料を積極的に提供するとともに、企業の求人情報が提供された場合には、北上市との連携・協力のもとに企業と積極的に接触を図り、人材確保に向けた各種支援に取り組む。

2 若年者等の就職促進に係る支援

【目 標】

- 新規高等学校卒業者の管内就職割合：53.0%以上
- 北上所が実施する中学生・高校生への職業意識啓発セミナー等の実施校・参加者数：5校、450人
- 北上コンピュータ・アカデミー卒業予定者の就職率：100.0%
- わかものハローワーク等を利用して就職したフリーター等のうち、正社員として就職した者の割合：65.0%

【目 的】

未就職卒業者の減少を図り、県内就職・定着支援を強力に実施し、人口減少に歯止めをかけ、将来の北上市を担う人材として育成することを目指す。

(1) 新卒者・既卒者に対する就職支援

【北上市と岩手労働局・北上所が共同で実施する業務】

- ① 新規学卒者の地元定着や雇用の拡大を図るため、市、県、北上所、産業団体、

学校の関係者等による「新規学卒者の人材確保に関する情報交換会」を開催し、新規学卒者の就職に関する情報共有を行う。

- ② 大学と北上雇用対策協議会の連携により実施している大学生等の北上市内事業所の見学会について、岩手労働局も連携の上、現在実施している大学等以外に対象範囲を拡張して展開する。
- ③ 県内の高校を訪問し、北上市の産業事情、北上所管内の企業情報を紹介するキャラバンを共同で実施する。

【北上市が主体として実施する業務】

- ① 新卒者・既卒者を対象に市内企業の理解を深め、就労を促進するため就職ガイダンスを開催する。
- ② 専門校の卒業者に対しての職場定着を目的として、働くことの意義の理解から社会人として必要な社会保険等基礎知識の習得までを内容としたセミナーを実施する。
- ③ 地域企業の魅力を伝えるとともに、ミスマッチを防ぐためインターンシップの受け入れを促進するための支援を実施する。

【岩手労働局・北上所が主体として実施する業務】

- ① 就職支援ナビゲーター等が北上所へ来所した学生・生徒に対し求職者担当者制による職業相談を行い、求職ニーズを把握し、必要により求人開拓を実施する。
- ② 高校担当者と事業所との情報交換会や、就職面接会の開催等により新規高卒者の就職支援を実施する。
- ③ 就職支援ナビゲーター等が高等学校等への出張相談等を実施し、在学中から生徒の就職活動を支援する。
- ④ 北上所管内の高等学校等に対し、北上雇用対策協議会に配置されている人材確保推進員と北上所の就職支援ナビゲーター等が連携して、北上所管内及び県内企業のフォロー等で収集した情報の共有を図り、就職支援及び職場定着支援を実施する。
- ⑤ 地元で働く魅力や業務内容を生徒や保護者等へ分かりやすく伝えるため、北上所管内の事業所に関する情報を「企業情報 PR シート」として作成し、岩手

労働局及び北上雇用対策協議会ホームページで公開する。

(2) 中学生・高校生への職業意識啓発の推進及び労働法規の周知啓発

【北上市が主体として実施する業務】

- ① 北上所が実施する「職業意識啓発事業」について、市立中学校に対する情報提供等を行う。

【北上市と岩手労働局・北上所が共同で実施する業務】

- ① 就職活動を始める前に地域企業を知ることによって職業選択の幅を広げてもらうため、高校1，2年生を対象とした「北上地域企業情報ガイダンス」を開催する。

開催に当たっては、内陸安定所（花巻、北上、水沢、一関安定所）が連携を図り、各安定所管内で実施しているガイダンス等の情報を共有することにより、生徒が、参加できるガイダンスの広域化を図る。

【岩手労働局・北上所が主体として実施する業務】

- ① 就職、進学希望に関わらず、在学中の中学生、高校生に対して、県内就職希望者の増加を図るとともに、将来就職した際の早期離職の防止のため、管内事業所の説明、職業意識の啓発、労働法規の周知を中心とした「職業意識啓発事業」の実施校を増やす。

(3) 北上コンピュータ・アカデミー卒業予定者等に対する就職支援

【北上市が主体として実施する業務】

- ① 内定を得られなかった者、やむを得ず非正規雇用労働者となった者等を北上所のわかもの支援窓口につなぐなど卒業後も就職支援をサポートする。

【岩手労働局・北上所が主体として実施する業務】

- ① 就職希望生徒の状況を早期に把握し、的確な就職支援を実施するため、年度初旬に北上コンピュータ・アカデミーと北上所の担当者による打合せをし、情報共有を行う。
- ② 北上コンピュータ・アカデミーを就職支援ナビゲーター等が訪問し、求人情報の提供や職業相談等により就職支援を実施することとし、必要により技能・希

望に合致する求人開拓を行う。

- ③ 内定を得られなかったこと等により未就職のまま卒業した者、就職後短期間で離職した者等を北上所に誘導するとともに、就職支援ナビゲーター等による職業相談を行う。就職に向けた課題解決及び早期の就職、転職するため、求職者担当者制によりきめ細やかな就職支援を行う。

(4) 若年不本意非正規労働者の正社員化の推進

【北上市が主体として実施する業務】

- ① 岩手県正社員転換・待遇改善等実現本部設置に伴い、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の実現や学卒正社員化等に向け策定した「岩手県正社員転換・待遇改善等実現プラン」に連動して、ジョブカフェさくらにおいても若年者の正社員化を推進する。

【岩手労働局・北上所が主体として実施する業務】

- ① やむを得ず非正規雇用労働者となった者等を北上所に誘導するとともに、就職支援ナビゲーター等による職業相談を行う。就職に向けた課題解決及び早期の就職、転職するため、求職者担当者制によりきめ細やかな就職支援を行う。
- ② 岩手県正社員転換・待遇改善等実現本部が策定した「岩手県正社員転換・待遇改善等実現プラン」は、令和2年度で5年間の計画期間が終了したが、正社員転換・待遇改善については重要な課題であることから引き続き、事業主に対して、キャリアアップ助成金のリーフレット及び「魅力ある職場づくり」のための啓発用パンフレット等を活用し、非正規雇用求人の正社員求人への転換や非正規雇用労働者の正社員転換を提案する。

3 生活困窮者等の就労支援

【目 標】

- 生活保護受給者等就労自立促進事業の支援対象者数及び就職件数：

70人、45件

[目 的]

生活困窮者について、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、自立相談支援事業等、各支援を行うための所要の措置を講ずることを目的として施行された「生活困窮者自立支援法」の目的を達成するためには北上市で実施している各種自立支援事業とハローワークの就労支援の連携が重要であり、生活保護費受給前の者やすでに生活保護費を受給している者の就労支援を積極的に実施し、一人でも多くの支援対象者の自立を目指す。

(1) 生活困窮者の就職促進

【北上市が主体として実施する業務】

- ① 生活困窮者自立支援制度の必須事業である、自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給についての的確に実施し、就労を希望する支援対象者、厚生労働省作成の「生活困窮者の就労準備状況チェックリスト」の活用により就職の可能性が高いと判断した支援対象者を生活保護受給者等就労自立促進事業の支援対象者として、北上所へ積極的に誘導する。
- ② 就労準備支援事業を的確に実施し、特に就労に必要な講習・訓練について積極的な受講勧奨を行う。

【岩手労働局・北上所が主体として実施する業務】

- ① 北上市が実施する生活困窮者自立相談支援事業へ協力するとともに、「生活困窮者の就労準備状況チェックリスト」の活用勧奨を行い、支援対象者の生活保護受給者等就労自立促進事業への送り出しについて連携を図る。
- ② 北上市が任意事業として実施する就労準備支援事業へ協力するとともに、就労に必要な講習・訓練等に関する情報提供を行う。
- ③ 生活困窮者自立支援対象者の支援について協議する支援調整会議へ北上所の担当者が積極的に参加する。

(2) 生活保護受給者等就労自立促進事業

【北上市が主体として実施する業務】

- ① 生活保護受給者や児童扶養手当受給者等の中で、就労が可能な者については、生活保護受給者等就労自立促進事業の支援対象者として、北上所への積極的な

送り出しを行う。

なお、支援対象者とするかどうかの判断ができない場合等においては、北上所と連絡・調整を行う。

【岩手労働局・北上所が主体として実施する業務】

- ① 北上・西和賀地域生活保護受給者等就労自立促進事業協議会を開催し、福祉・雇用関係機関に事業運営等に係る協力の要請を行う。
- ② 生活保護受給者等就労自立促進事業の支援対象者に対して、就職支援ナビゲーターの担当者制によるきめ細やかな職業相談の実施、応募書類の作成方法の指導及び面接の受け方の指導等各種就労支援を実施する。
- ③ 北上市において相談中の者が生活保護受給者等就労自立促進事業の支援対象者として、適切かどうかの判断について助言、指導を行う。

(3) ひとり親家庭の親の就職促進

【北上市が主体として実施する業務】

- ① 岩手労働局・北上所が実施するひとり親家庭の親に対する各種就職支援の広報について協力する。
- ② 8月に行っている児童扶養手当受給者の「現況届」受理時において、北上所の臨時相談窓口の設置に協力するとともに、手当受給者に対して窓口の利用について積極的な声掛けを行い、生活保護受給者等就労自立促進事業への支援対象者として誘導する。

【岩手労働局・北上所が主体として実施する業務】

- ① 今まで働いたことのない、または長期間のブランクがあるひとり親家庭の親の早期就職を支援するために職業訓練を実施する。また、一定の要件を満たした者には訓練期間中の生活費等のために「職業訓練受講給付金」を支給する。
- ② ひとり親家庭の親を雇う、または一定期間試行雇用する事業主に対して、助成金制度などにより援助する。
- ③ 児童扶養手当受給者に対して、生活保護受給者等就労自立促進事業の支援対象者としての積極的な誘導及び就労支援を実施する。
- ④ 北上市に対して、毎年8月に行われる児童扶養手当受給者の「現況届」受理

期間中の生活保護受給者等就労自立促進事業に係る臨時相談窓口の設置について、協力要請をするとともに、児童扶養手当受給者に対する北上所の利用勧奨を依頼する。

4 女性の活躍推進

【目 標】

- 北上所マザーズコーナーの利用者数、就職件数及び重点支援対象者の就職率：
320人、155件、95.1%以上

【目 的】

女性の活躍推進を図るため公布されている「女性活躍推進法」の確実な施行に取り組むほか、企業におけるポジティブ・アクションの一層の促進と、子育て支援に積極的に取り組む企業を認定する「くるみん認定制度」等の普及・促進を目指す。

また、就職を希望する子育て女性等に対しては、北上所内に設置のマザーズコーナー等における就職支援を積極的に実施する。

(1) 女性の活躍の場づくり、ワークライフバランスの推進

【北上市が主体として実施する業務】

- ① 女性の活躍やワークライフバランスに関する岩手労働局が開催する各種セミナーや、各種事業の周知・広報について協力する。

【岩手労働局が主体として実施する業務】

- ① 女性活躍推進法の確実な施行とともに、女性の活躍状況が優良な企業に対するえるぼし認定制度及びプラチナえるぼし認定の周知を行い、企業における女性の活躍推進についての取り組みを進める。
- ② 子育てサポート企業としてくるみん認定企業、トライくるみん認定企業及びプラチナくるみん認定企業を増やすとともに、公共職業安定所の求人票に認定企業である旨を記載するなど求職者に対しての周知も効果的に実施する。
- ③ 岩手県が行う「いわて女性の活躍促進連携会議」において、会議参加団体等と連携し、セミナーの開催等の事業を実施する。

(2) 子育て女性等への就職支援

【北上市と岩手労働局・北上所が共同で実施する業務】

- ① 北上所との共同により、地域子育て支援センター等で出張マザーズコーナーを開設し、就職情報の提供に併せて、保育や子育て支援サービス等の情報提供や個別相談を実施することにより、子育て中で就職希望のある女性等の仕事と子育ての両立を支援する。

【北上市が主体として実施する業務】

- ① ジョブカフェさくらにおいて女性に対する就職支援セミナーを開催する。
- ② 北上所に設置されている「マザーズコーナー」の周知・広報及び利用促進について協力する。

【岩手労働局・北上所が主体として実施する業務】

- ① 北上所内に設置されたマザーズコーナーにおいて、就職実現プランの策定、仕事と子育ての両立しやすい求人情報の提供などを含んだ、職業相談・紹介等による子育て女性等の就職支援を実施する。
- ② 北上所においては、子育て中の女性が働きやすい求人の確保に努めるとともに、積極的に情報提供を行うものとする。
- ③ ジョブカフェさくらにおいて実施する女性に対する就職支援セミナーの周知・広報に協力するとともに、内容に応じて講師等の派遣を行う。
- ④ 北上市主催の子育て中の女性に対する説明会等に講師を派遣し、各種就労支援、マザーズコーナー等の情報提供を行うことにより求職者の掘り起こしを行い、就職に結びつける。

5 高年齢者、障害者の雇用対策の推進

【目 標】

- 北上所管内企業規模31人以上の高年齢者雇用確保措置未実施企業数：0社
- 北上所管内企業の障害者雇用率：2.30%以上

【目 的】

少子・高齢化が急速に進行し、労働力人口の減少が見込まれている中で、社会の

活力を維持し、持続的な成長を実現していくために、働く意欲のある高齢者が年齢に関わりなく、その能力や経験を活かすことができる生涯現役社会の実現に向けた取り組みを実施する。

また、障害者に対しては、職業生活における自立を促進するため、就業面と生活面にわたる一体的な支援を関係機関の連携・協力のもとに実施する。

(1) 高齢者雇用の推進

【北上市が主体として実施する業務】

- ① 臨時的、短期的または軽易な就業を希望する高齢者等の受け皿として、北上市シルバー人材センターの活動を支援する。
- ② 事業主に対する国の助成金制度等、高齢者雇用支援策の周知・啓発を行う。

【岩手労働局・北上所が主体として実施する業務】

- ① 高齢者雇用安定法に基づき、高齢者雇用確保措置未実施事業主が把握された場合は、関係機関と連携し助言・指導を行い、未実施企業の解消を図る。
また、実施済企業に対しては企業の実情に応じ65歳を超えた雇用の環境整備に向けた取組について働きかけを行う。
- ② 高齢者が安心して再就職支援を受けることができるよう就労経験やニーズを踏まえた職業生活の再設計に係る支援や希望により担当者制によるきめ細やかな職業相談、職業紹介を実施する。

臨時的就業を希望する高齢者に対しては、北上市シルバー人材センターを案内・誘導する。

- ③ 事業主に対する助成金制度等、高齢者雇用支援策の周知・啓発を行う。

(2) 地域の障害者就労支援の強化

【北上市が主体として実施する業務】

- ① 障害者雇用に理解のある企業の見学会と雇用説明会を実施する。
- ② 岩手労働局・北上所が実施する各種支援策へ協力する。

【岩手労働局・北上所が主体として実施する業務】

- ① 北上所が中心となり、障害者就業・生活支援センターや地域の福祉関係機関

との連携によるチーム支援の推進を図る。

- ② 毎年9月の障害者雇用支援月間に併せて開催する北上所管内の企業を対象とした障害者就職相談会を実施する。
- ③ 各種助成金及び雇用支援策の周知を行い、求職者のニーズを把握し必要により求人開拓を実施する。
- ④ 障害者雇用率達成及び法定雇用率改正に伴い未達成となる可能性がある事業主への意識啓発、事業主指導を行う。

6 適正な外国人雇用の推進

【目 標】

- 事業主向けセミナーの開催：年間1回以上

〔目 的〕

平成31年4月より新たな在留資格「特定技能」が創設されたことにより、外国人を雇用する事業所の増加が見込まれるため、外国人が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮しながら、適正に就労できるよう、事業主が守らなければならないルールや配慮していただきたい事項を周知し、適正な外国人雇用の推進を目指す。

(1) 外国人雇用の理解促進

【北上市と岩手労働局・北上所が共同で実施する業務】

- ① 適正な外国人雇用の理解促進を図るため、北上市内の事業主に対するセミナーを開催する。